

岡山県予防接種センター機能推進事業実施要綱

平成23年4月1日 健第195号
保健福祉部長通知

第1 事業の目的

心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者等（以下「予防接種要注意者」という。）については、接種を受ける者の健康状態及び体質を勘案し、注意して接種を実施する必要がある。

このため、小児科診療の専門家等が勤務している医療機関に予防接種センター機能を付与することにより、接種要注意者であっても安心して予防接種が受けられる体制を整備し、予防接種率の向上を図るとともに健康被害の発生の防止に万全を期そうとするものである。

また、予防接種に関する知識や情報を提供するとともに、予防接種の事前・事後の医療相談事業を行い予防接種に対する県民の安心感の醸成に資そうとするものである。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、岡山県とする。

岡山県知事は、医療機関の同意を得て、岡山県内に予防接種センター機能を有する医療機関（以下「岡山県予防接種センター」という。）として指定するものとする。なお、ここでいう「医療機関」とは、「病院」を想定しているが、地域の実情に鑑みてその他の適切な医療機関を指定することも差し支えないものとする。

第3 事業の内容

岡山県予防接種センターとして指定する医療機関は、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 予防接種の実施等

慎重に予防接種を実施する必要がある予防接種要注意者等に対する予防接種を、市町村からの委託により実施する。

また、健康被害が発生した場合には、迅速かつ的確な対応を図ること。

(2) 医療相談事業

予防接種要注意者に対し、予防接種の事前・事後における医療相談事業を実施する。

また、地域における予防接種に対する支援機関として、地域の医療機関等からの相談等にも応ずるものとする。

(3) 予防接種に関する知識や情報の提供

副反応を含む予防接種に関する知識や情報、さらには感染症に関する知識等の提供（研修会も含む。）を行う。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。